

指定整備取扱要領

(令和元年度版)

指 定 番 号 指 第 号

事業場の名称

事業場の所在地

目次

指定整備取扱要領

第1条	目的	1
第2条	用語の定義	1
第3条	適合証及び適合標章の交付にかかる点検、整備及び検査の基準	2
第4条	点検、整備及び検査の実施者	2
第5条	点検、整備及び検査の方法並びに指定整備記録簿等の記載方法	2
第6条	印鑑の規定	12
第7条	電子適合証取扱要領	12
第8条	適合証等の記載等	12
第9条	適合証等の決裁及び交付	15
第10条	適合証等及び関係帳票類の保存	17
第11条	適合証等の不正防止等	17
第12条	記録簿の決裁印に係る方法	18
第13条	自動車検査用機械器具の保守管理	18
第14条	検査機器の共同使用における取扱等	19
第15条	会議及び教育等	20
第16条	苦情（クレーム）の処理等	20
第17条	環境整備等	20
第18条	産業廃棄物処理対策等	20
第19条	フロン回収破壊等	20
第20条	権限の委任	20
第21条	その他	21
規定1	適合証等に使用する事業者の印鑑	23
規定2	適合証等に使用する検査員の印鑑	25
	適合証等に係る交付権限の委任状	27
	共同設備管理者の選任状況一覧	29
	NR装置の機能確認検査表	31
	LPガス自動車燃料装置点検整備・検査記録簿	32
	CNG自動車燃料装置点検整備・検査記録簿	33
別紙1	中古車の新規検査及び予備検査に係る保安基準適合証等の取扱いについて	34
別紙2	保安基準適合証等の交付範囲	35

参考資料

苦情（クレーム）処理表	37
会議・教育処理表	38
アドバイス用紙	39
保安基準適合標章をフロントガラスに貼付する場合	40
検査機器による検査ができない場合の検査方法	42
定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表	44

コンピュータ利用による適合証等の印字取扱要領	45
------------------------	----

電子適合証取扱要領

第1条 目的	49
第2条 用語の定義	49
第3条 利用者権限	49
第4条 自動車使用者の承諾	49
第5条 電子適合証の入力情報及び処理方法	49
第6条 電子適合証及び適合標章の決裁及び交付	50
第7条 電子適合証等及び関係帳票類の保存	52
第8条 適合証等の不正防止等	52
参考1 権限により利用できる機能一覧・検査手数料印紙の取扱いについて	53
参考2 継続検査OSSについて	54
参考3 継続検査（車検）における確認事項及び承諾書	55

〔目 的〕

第1条 この要領は、本事業場における指定自動車整備事業の適正な運営、並びに自動車の点検、整備及び検査について自動車ユーザーの理解と信頼を深めるとともに、保安基準適合証（限定保安基準適合証として使用する場合を含む。以下、「適合証」という。）及び保安基準適合標章（以下、「適合標章」という。）の交付を適正、かつ円滑に行うことを目的とする。

〔用語の定義〕

第2条 本取扱要領における用語は、関係法令及び通達等によるほか次によるものとする。

- (1) 「自動車整備事業」とは、自動車分解整備事業、指定自動車整備事業及び優良自動車整備事業をいう。
- (2) 「登録識別情報等通知書」（以下、「登録通知書」という。）とは、旧一時抹消登録証明書を含む。
- (3) 「限定自動車検査証」とは、支局等への持ち込み検査の結果、不合格となり法第71条の2に基づき交付されたものをいう。
- (4) 「法定点検」とは、法第48条に基づく定期点検をいう。
- (5) 「電子適合証」とは、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報をいう。
- (6) 「ニューサービス（情報提供によるユーザー選択型指定整備）」とは、高度な検査・点検・整備技術を有する自動車検査員（以下、「検査員」という。）が、指定整備において法定点検と併せて検査と同様な点検を実施した後、検査合否情報（検査合否予測情報でもよい。）及び予防整備情報をユーザーに分かり易い方法で提供し、その情報に基づいてユーザー自身が①保安基準に適合しなくなるおそれがあり整備を行うと判断するか、あるいは②後日の機会に整備するため今回は整備しないと判断することにより、整備内容、整備料金についての透明性を確保し、ユーザーの信頼感を更に確立するものをいう。
- (7) 「検査合否情報」とは、検査員が指定整備において法定点検と併せて検査と同様な点検を実施した後、保安基準に適合している（合格）か、適合していない（不合格）か、を判断しその旨をユーザーに知らせることをいう。
- (8) 「検査合否予測情報」とは、検査員が法定点検及び目視点検を実施した結果、自動車検査用機械器具（以下、「検査機器」という。）による検査を実施する前に摩耗状態等から検査の合否が予測できる場合に、検査合否情報に代えて予測情報としてその旨をユーザーに知らせることをいう。
- (9) 「予防整備情報」とは、自動車の継続的な保安基準適合性を維持するためにどのような整備が必要になるかをユーザーが判断できるような内容（自動車の劣化、摩耗の状態及び整備の内容等）をユーザーに知らせることをいう。
- (10) 「今回整備」とは、ニューサービスにおいてユーザーが事業場からの情報提供に基づき、今回の車検と同時に実施した箇所の整備をいう。
- (11) 「後日整備」とは、ニューサービスにおいてユーザーが事業場からの情報提供に基づき、今回の車検と同時に実施しないと判断した箇所の整備をいう。

〔適合証及び適合標章の交付にかかる点検、整備及び検査の基準〕

第3条 適合証及び適合標章（以下、「適合証等」という。）を交付する自動車の点検及び整備については、次の各号の点検を行い、その結果、保安基準に適合しない又は適合しなくなるおそれがある箇所について、必要な整備を行うものとする。

（1）指定自動車整備事業規則（以下、「指定規則」という。）第6条に基づく自動車点検基準第2条により定める点検箇所のすべての点検。

（2）特殊な使用状況（シビアコンディション：走行距離の多い場合、悪路走行あるいは寒冷地での使用等）にある自動車について、必要となる箇所の点検。

（3）特殊な構造及び装置（無段変速装置、電気装置の断続器等）を有する自動車について、必要となる箇所の点検。

2 前項（2）（3）の点検については、当該各部を点検しなければ当該自動車の保安基準への適合性が判断できない場合、整備依頼者へ点検の内容を説明し、了解を得なければならない。

3 適合証の証明にかかる自動車の検査は、法第94条の5第4項前段に定められた国土交通省令（指定規則別表第2）の基準によるものとする。

4 法第94条の5第4項後段の規定に基づき行う検査員の点検は、第1項の点検に指定規則別表第2の1の項及び2の項に定める方法により準じて行う点検を加えたものとする。

また、当該点検の結果、保安基準に適合しており、その後の指定整備に係る点検整備作業の影響を受けない部分については、指定規則別表第2の3の項及び4の項に基づく検査を併せて行っても差し支えない。

なお、この場合において検査員は点検作業、検査作業の実務の全過程を自ら行う。

ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。

〔点検、整備及び検査の実施者〕

第4条 適合証等の交付にかかる自動車の点検、整備及び検査は次の者が行うものとする。

（1）受入点検

整備主任者又は検査員が行う。ただし、ニューサービスの場合は検査員が行う。

（2）整備作業

整備作業員（工員）が行う。

（3）完成検査

検査員が行う。

（4）外注品検査

整備主任者又は検査員が行う。

〔点検、整備及び検査の方法並びに指定整備記録簿（以下、「記録簿」という。）等の記載方法〕

第5条 適合証等の交付にかかる当該自動車の自動車検査証（以下、「検査証」という。）、登録通知書又は自動車検査証返納証明書（以下、「返納証明書」という。）の記載事項を記録簿下段にある「自動

車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」欄に転記する。

なお、燃料タンクの個数及び容量が記載されているものにあつては、「その他」欄にその内容を転記する。

2 受入点検（検査）及び整備作業等については、次により行うものとする。

- (1) 受入点検は点検（検査）の結果を赤色のボールペン等（容易に消すことができるものを除く、以下同じ。）で記載する。
- (2) 整備作業の結果は黒色のボールペン等で記載する。
- (3) 受入点検（法第94条の5第4項後段の規定により検査員が第3条第1項の点検の際に同条第4項と同様な検査を行ったものを含む。）を実施したときは、その概要をチェック記号（次表参照）等により記録簿の「点検及び整備の概要等」欄等に記載する。

チェック記号一覧表

作業区分	チェック記号	意 味	作 業 例
点検良好	✓	点検（検査）の結果、異状がなかった。	
整備作業	交換	×	点検の結果、交換した。（部品、油脂、液類の交換作業を示す。） ○ブレーキ・ライニングの交換 ○ホイール・ベアリングの交換
	修理	△	点検の結果、修理した。（摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。） ○電気配線の損傷と修復 ○タイヤのパンク修理
	調整	A	点検の結果、調整した。（機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。） ○ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ○クラッチ・ペダルの遊び調整
	締付	T	点検の結果、締め付けた。（緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。） ○ホイール・ナットの増し締め ○リーフ・スプリングのUボルトの増し締め
	清掃	C	点検の結果、清掃した。（粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。） ○ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 ○バッテリーのターミナル部の清掃
	給油	L	点検の結果、給油した。（油脂、液類を補給する作業を示す。） ○エンジン・オイルの補給 ○シャシ各部の給油脂

注1. 整備作業が表中の複数の作業区分と重複する場合は、主な作業のチェック記号を記載する。

注2. 分解を伴う作業の場合、チェック記号を○で囲むものとする。

ニューサービスを選択した場合

記入記号	意 味	読み方	
情報提供	R	点検の結果を情報提供した。	リペア
後日整備	N	情報提供した結果、整備を後日に先送りした。	ネクスト

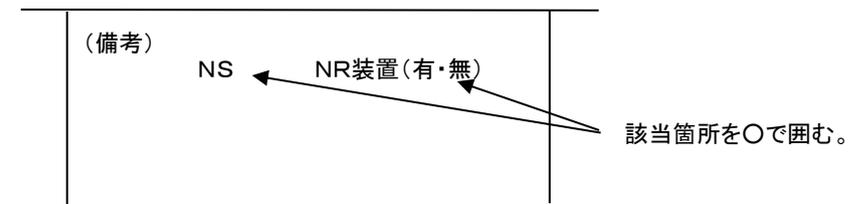
- (4) 検査員が第3条第4項に定める方法により点検を行い保安基準に適合すると認めた箇所は、全ての項目を記載するものとする。その後の整備により保安基準適合性への影響がなく同一の検査員が完成検査を行う場合、最終に行う当該箇所の完成検査欄は記載をしなくてもよいものとする。

(5) ニューサービスでは、点検及び検査の結果をユーザーに情報提供し、ユーザー自身に自動車の継続的な保安基準適合性を維持するために必要な整備を今回行うか、後日の機会に整備するかを選択させる。

なお、この場合、記録簿下段にある備考欄のNS（ニューサービス）記号に○を付す。

(6) 貨物自動車の場合、速度制限装置（NR装置）の有無を確認し記録簿の該当箇所に○を付す。

【例】 記録簿抜粋



(7) 依頼者から依頼のあった作業は、その内容を記録簿の「依頼事項」欄に記載する。

(8) 「日常点検項目」欄の内容について、点検及び整備を行うか、否かを依頼者への問診により確認し、記録簿の「日常点検（依頼の有・無）」欄内の「有・無」のどちらであるか該当する方に○を付す。

なお、日常点検項目について、点検を実施しない場合は全てに、また、一部を実施しない場合は、その実施しない項目に斜線を引くものとする。

(9) 受入点検の結果、点検良好と確認した項目は、記録簿の「点検及び整備の概要等」欄の該当箇所「□」にチェック記号（✓）を記載する。

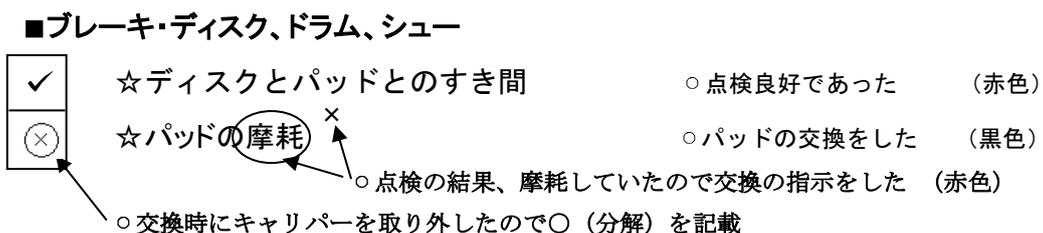
(10) 受入点検の結果、整備が必要と認めた項目は、該当項目を○で囲み、適切な作業指示を項目付近にチェック記号等で記載する。

(11) 前号の作業指示に基づき整備を完了した時は、整備作業結果を記録簿の「点検及び整備の概要等」欄の該当箇所「□」にチェック記号（該当するもの）で記載する。

なお、該当する整備作業項目がない場合は、「その他必要となった点検・整備の内容」欄を活用し記載する。

【例. 1】 記録簿抜粋

一般指定整備扱いの場合



【例. 2】

ニューサービス扱いの場合(情報提供した場合)

■ブレーキ・ディスク、ドラム、シュー			
R	✓	☆ディスクとパッドとのすき間	○点検良好であった (赤色)
	✓	☆パッドの摩耗	○点検良好であった (赤色)
		○パッドの摩耗状態を情報提供した (赤色)	

注. 検査員による受入点検(検査)の結果、現時点では保安基準に適合していると判断した。しかし、パッドの摩耗状態から保安基準適合性を維持するために、近く整備が必要であるとの情報をユーザーに提供した。



【例. 2-1】

ニューサービス扱いで情報提供した結果、ユーザーが今回整備を選択した場合

■ ブレーキ・ディスク、ドラム、シュー			
R	✗	A ☆ディスクとパッドとのすき間	○パッドの交換後、調整をした (黒色)
	✓	☆パッドの摩耗×	○点検良好であった (赤色)
		○パッドの交換をした (黒色)	

注. ユーザーへ情報提供した結果、整備することを承諾したので検査員が作業指示をして、整備作業員が整備作業を行った。

【例. 2-2】

ニューサービス扱いで情報提供した結果、ユーザーが後日整備を選択した場合

■ ブレーキ・ディスク、ドラム、シュー			
R	✓	☆ディスクとパッドとのすき間	○点検良好であった (赤色)
	✓	N ☆パッドの摩耗	○点検良好であった (赤色)
		○情報提供の結果、後日整備を選択した (赤色)	

注. ユーザーへ情報提供した結果、パッドの交換は今回行わず、整備を先送りした。

(12) ユーザーが後日整備を選択した場合、先送りした整備の内容に関するアドバイス(使用状況、整備実施時期、部品交換時期等)を記録簿又はアドバイス用紙に記載し、ユーザーにその内容等の説明を行い必要に応じ署名を求め、その控えを保管する。

【例. 1】 **アドバイスの記載例** (記録簿のみを活用する場合)

ブレーキ・パッド 後日整備 / 交換目安 ○○○○km走行時

なお、ブレーキ・パッドを交換しないことにより生じた不具合については、整備保証の対象外となります。

お客様説明時の例

今回はお客様のご意向によりブレーキ・パッドの交換を行いませんでしたが、これまでと同じ使用状況でお乗りいただく場合には、〇〇〇〇km走行時を目安として交換されることをお奨めします。
なお、使用状況によっては、交換時期が早まる場合がありますので、ご注意ください。

【例. 2】 アドバイスの記載例（記録簿に加えアドバイス用紙を活用する場合）

ブレーキ・パッド後日整備

具体的な内容は、お客様へのアドバイス用紙をご覧ください。

注. この場合には、別添でアドバイス用紙が必要となる。

後日整備する内容を具体的にアドバイス用紙に記載し、必要があればユーザーから確認の署名をもらうなどする。

また、後日整備の整備項目について、整備保証の対象にならないことの説明を行う。

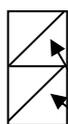
なお、後日整備を選択したユーザーから整備実施時期を過ぎても整備依頼がない場合、状況を確認する。

- (13) 記録簿の「点検及び整備の概要」欄に該当する構造装置がない場合は、チェック欄を斜線等で抹消する。（限定自動車検査証の交付を受けた自動車の場合、点検等を必要としない項目のチェック欄を斜線等で抹消する。）

【例】

該当する構造装置がない場合

■クラッチ・ペダル



遊び

切れたときの床板とのすき間

○この自動車は A/T 車のため、クラッチ等が装備されていないので抹消した（赤色）

- (14) 受入点検（検査）が完了した場合、記録簿下段の「受入（検査）年月日」欄及び「受入点検実施者の氏名」欄に必要事項を記載する。（赤色）

なお、「受入点検実施者の氏名」欄内の「検査員・その他」のどちらであるか該当する方に○を付す。

- (15) 当該自動車の総走行距離を確認し、該当欄に記載する。

- (16) 走行距離が次のア～ウに該当する場合、☆ の付された点検項目については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

ア. 事業用自動車等

☆ 3月間の走行距離が 2,000km 以下

イ. 自家用貨物車等

☆ 6月間の走行距離が 4,000km 以下

ウ. 自家用乗用車等

☆ 1年間の走行距離が 5,000km 以下

注. 前回の当該点検を行うべき時期に点検したことが点検整備記録簿等により確認できた場合は、当該項目の点検を実施するか否かを依頼者に確認し、記録簿の依頼事項欄にその旨記載する。

〔例〕

走行距離により点検項目を省略する場合

■ホイール

☆ ☆ タイヤの空気圧

○タイヤの空気圧点検を省略した（赤色）

(17) 点検の結果、整備を実施し部品を交換した場合は、記録簿の「交換部品等、数量」欄に必要事項を記載する。

なお、部品点数が多く該当欄に全て記載できない場合は、記録簿裏面に記載するか、又は部品伝票の写しを貼付するものとする。

(18) 整備が完了したときは、該当欄に整備完了日を記載する。なお、検査年月日と同じ場合は省略するものとする。

ただし、整備完了日と検査年月日が異なる場合は整備完了日を記載すると共に、検査年月日を（ ）で記載するものとする。

また、当該自動車の整備に従事した者の氏名を該当欄に記載する。（黒色）

3 整備作業の委託（外注）については、次により行うものとする。

(1) 整備作業を委託（外注）した場合、その作業が確実に行われたかどうかの確認は整備主任者又は検査員が行う。

〔例〕

整備作業を委託(外注)した場合

■原動機

△ 冷却装置からの水漏れ

○ラジエターの修理をした（黒色）

外注

○ラジエターから水漏れしていたので
作業を委託(外注)した（赤色）

(2) 点検（検査）に付随して行われる整備作業の内、他に委託（外注）してもよい作業は、優良自動車整備事業者認定規則第5条第1号及び第6条第1号に定めるものをいう。

4 完成検査等については、次により行うものとする。

(1) 完成検査の結果は、検査員が赤色のボールペン等を使用して記載する。

(2) 完成検査は受入点検の結果、整備が必要と認められた箇所の整備が全て完了した当該自動車について、検査証、登録通知書又は返納証明書の記載事項との照合による同一性の確認を行い、第3条第3項による検査を自動車技術総合機構審査事務規程によるほか、その他関係通達等により行うものとする。

なお、同時に板金、塗装作業等が行われ保安基準の適否が最終的に確認できない場合は、それらの作業が全て完了した後に完成検査を行うものとする。

(3) 検査証、登録通知書又は返納証明書の記載事項との照合による同一性の確認は、必要とされる箇所にチェック記号（✓）を記載する。

(4) 完成検査の結果、不適合の場合には記録簿下段の備考欄等を活用し再整備の作業指示を行うものとする。

- (5) 目視検査等による検査及び検査機器等による検査については、次により行うものとする。
 ア. 目視による検査の結果は、検査員が次のとおり記載する。

一般的な検査の場合

【例. 1】 受入点検で保安基準に適合していると確認された場合

	受入	完成
⑩前面ガラスその他の窓ガラス	✓	空欄

○受入検査の結果、保安基準に適合していた（赤色）

注. 受入点検(検査)を行った検査員が完成検査も実施する予定の場合、「目視等による検査項目(指定規則別表第2)」が保安基準に適合すると認められた場合は、完成検査を省略することができる。その場合、受入欄へチェック記号(✓)を記載し完成欄は空欄のままとすることができる。

【例. 1-2】

	受入	完成
⑩前面ガラスその他の窓ガラス	✓	✓

○受入検査及び完成検査の結果保安基準に適合していた（赤色）

注. 受入点検(検査)を行った検査員が完成検査を実施する予定であったが都合により、受入点検(検査)を実施した検査員以外の検査員が完成検査を実施した。(この場合は、全ての検査項目を検査しなければならない。)

【例. 2】 受入点検で整備が必要とされた場合

	受入	完成
③操縦装置	空欄のまま	✓

○完成検査の結果、保安基準に適合していた（赤色）

注. 受入点検(検査)を行った結果、整備が必要とされた場合、受入欄は空欄のままとする。

ニューサービスの場合 ※検査員が行う。

【例. 3】 受入検査で保安基準に適合している旨、情報提供した場合

	受入	完成
④制動装置 R	✓	

○受入検査の結果、保安基準に適合していた（赤色）

○ユーザーに情報を提供した → R（赤色）

注. 受入検査の結果、現時点では保安基準に適合しているが、その使用状況から保安基準適合性を維持するため、近く整備が必要であるなどの情報をユーザーに提供した。



情報提供した結果、ユーザーが今回整備を行う旨を選択した場合

	受入	完成
④制動装置 R	✓	✓

○整備完了後、完成検査を行った結果、保安基準に適合していた（赤色）

情報提供した結果、ユーザーが後日整備を選択した場合

	受入	完成	
④制 動 装 置 R	✓	空欄のまま	N ○ユーザーが後日整備を選択した（赤色）

注. 受入検査の結果、保安基準に適合しており、かつ、後日整備を選択したので完成欄は空欄のままとする。

イ. 検査機器等による検査結果は、計測値等を記録簿の該当欄に記載する。

ウ. 測定した制動力の単位が「N表示・kg表示」のどちらであるか該当する方に○を付す。

〔例〕

制 動 力 (<u>N表示</u> ・ kg表示)

 ○該当する方に○を付ける（赤色）

エ. 測定した前照灯が「走行灯・すれ違い灯」のどちらであるか該当する方に○を付す。

〔例〕

前 照 灯 (走行灯 ・ <u>すれ違い灯</u>)

 ○該当する方に○を付ける（赤色）

オ. 警音器及び騒音の測定は「聴感・テスト」のどちらで検査をしたか該当する方に○を付す。

〔例〕

警 音 器
<u>聴感</u> ・ テスタ

 ○該当する方に○を付ける（赤色）

カ. ディーゼル車の排出ガスを測定した検査機器が「黒煙測定器（%表示）・オパシメータ（m⁻¹表示）」のどちらであるか該当する方に○を付す。

〔例〕

% 表示 ・ <u>m</u> ⁻¹ 表示
--

 ○該当する方に○を付ける（赤色）

黒煙測定器使用の場合

- ・黒煙の汚染度は、3回の計測値を平均した整数値により保安基準の適合性を判定する。

オパシメータ使用の場合

- ・1回目又は2回目の測定においては、表示された値の小数点以下第3位を四捨五入した値が閾値以下であれば、その時点で基準適合として判定する。
- ・1回目、2回目ともに閾値を超えた場合には、3回目を測定し、3回の測定の平均値により合否判定を行う。

平均値は、各表示値（小数点以下第3位）を使用して計算し、その結果について小数点以下第3位を四捨五入した値が規制値以下であれば基準適合として判定する。

キ. 検査機器等による検査において保安基準に不適合と判断した場合、その計測値等を＝で抹消し、備考欄に該当する作業指示を行う。

〔例〕

制 動 力 (<u>N表示</u> ・kg表示)			
計	7450 N/kg	車両重量	6.742 N/kg %
手動	2160 N/kg	1105 kg	1.954 N/kg %

○ 2160N ÷ 1105kg = 1.954N/kg
 ※この場合、基準値(1.96N/kg)に満たないので不適合となる

○ 保安基準に適合しなかったので＝で消した (赤色)

○ 再整備の作業指示を行う (赤色)

(備考)
 駐車ブレーキ A

ク. 上記の整備作業が終了した時、整備作業員(工員)はその作業指示を○で囲み、記録簿の「点検及び整備の概要等」欄に作業内容を記載する。

また、再整備後、再度検査機器等により検査を行い、＝線で消した最初の計測値等の上部に再度計測値等を記載する。

〔例〕

■ パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)

<input checked="" type="checkbox"/>	引きしろ (踏みしろ)
<input checked="" type="checkbox"/>	パーキング・ブレーキのきき具合

A ○ 再整備を行ったので点検結果を＝で消し、再整備の概要を記載した (黒色)

※再整備時に引きしろ(踏みしろ)の調整も行ったならば、
 ✓を↙としてA(調整)を記載する (黒色)

制 動 力 (<u>N表示</u> ・kg表示)			
計	7450 N/kg	車両重量	6.742 N/kg %
手動	2310 N/kg 2160	1105 kg	2.090 N/kg % 1.954

○ 再測定した計測値を記載する (赤色)

○ 再整備の指示項目を○で囲む (黒色)

(備考)
 駐車ブレーキ A

ケ. 4WS車(後輪操舵装置)については、サイド・スリップ欄に2段書きで記載する、又は走行テスト等の方法と結果欄に「リヤ サイド・スリップ: イン○○mm (又は、アウト○○mm)」と記載する。

コ. 再整備完了後、再検査を行い保安基準に適合したことを確認した場合、目視等による検査及び検査証、登録通知書又は返納証明書の記載事項との同一性の確認は、必要とされる箇所にチェック記号(✓)を記載する。(赤色)

(6) 誤記により記録簿を訂正する場合は、二重線を引き訂正をするものとする。(黒色)

(7) 土砂等を運搬するダンプカーは、「ダンプ車荷箱内寸法及び積載量計算式」による計算及び過積載防止要件等の確認を明確に行い、記録簿下部の該当欄に必要な事項を記載する。

【参考】

ダンプ車荷箱内寸法及び積載量計算式

$$\text{荷台寸法(長さ(m)} \times \text{幅(m)} \times \text{深さ(m))} = \text{荷台容積(m}^3\text{)}$$

(0.1(m³)未満切捨)

$$\text{最大積載量(t)} \div \text{荷台容積(m}^3\text{)} = A(\text{t/m}^3\text{)}$$

(小数点第2位を切捨)

※ $A \geq 1.5 \text{ t/m}^3$ (ただし、小型車・軽自動車は $A \geq 1.3 \text{ t/m}^3$)

(8) 大型トラックで速度制限装置(NR装置)が装着された車両については、「速度制限装置の機能確認等に係る細部取扱いについて」(平成9年2月3日付、業務連絡整10号、業務連絡車13号、業務連絡事8号)により機能確認を行い、様式1「NR装置の機能確認検査表」により検査結果を記録し、検査の日から1年間保存する。

(9) 走行テスト等の方法により完成検査を行った場合、「検査機器等による検査」欄下段の「走行テスト等の方法と結果」欄に該当事項を具体的に記載する。

【例】

- スピードメーター併走テスト
併走車 名古屋300さ1234 [±0km/h]
- 制動初速度 〇〇km/hで 停止距離 〇〇m
- 9/50勾配で機械的作用により停止状態を確認

(10) 大型車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車)の増し締め取扱いについては、「自動車点検基準等の改正に伴う増し締めの取扱いについて」(平成19年4月20日付け事務連絡)により、次のとおり行う。

ア. ディスク・ホイールの取付け後、馴染みが出るまで走行し、増し締めも実施した場合
記録簿の「お客様へ」欄に「増し締め実施済み。」と記載する。

イ. ディスク・ホイールの取付けまでを実施した場合
記録簿の「お客様へ」欄に「増し締めをしてください。」と記載し、依頼者に増し締めは実施していないことを説明するとともに、増し締めを励行する。

(11) リコール車対策について、記録簿下部の該当欄(対策済・非該当)の何れかに○を付し、最近の調査および改善措置を講じた場合には、リコール番号を記載するものとする。(赤色)

(12) 適合証の交付番号を記録簿下部の該当欄に記載するものとする。(赤色)

また、適合標章の交付の有無は、該当項目に○を付すものとする。

(13) 高压ガスを燃料とする自動車については関係通達等により取扱うとともに、当該通達等に定められたLPガス/CNG自動車燃料装置点検整備・検査記録簿(第1号様式及び第2号様式)を使用する。

また、LPガス/CNG自動車燃料装置点検整備・検査記録簿は、その記載の日から1年間(自動車をLPガス自動車に改造した場合にあっては2年間、自動車をCNG自動車に改造した場合にあっては3年間)保存する。

なお、指定整備記録簿の備考欄に「LPガス部/CNG部 検査合格」と記載する。

(14) 中古車の新規検査及び予備検査に係る記録簿の取扱いについては、「別紙1」により取扱い、余白部には㊟又は㊤のゴム印を赤色のスタンプで押印する。(手書きも可)

(15) 検査員が整備主任者として選任されていない場合は、当該事業場において選任されている整備主任者が氏名を記録簿中段の該当欄に記載する。(黒色)

(16) 完成検査を行った結果、保安基準に適合していることを確認した場合、検査員は記録簿下部の該当欄に検査の年月日を記載し、併せて氏名を記載する。(赤色)

(17) 限定自動車検査証の交付を受けている自動車については、当該限定自動車検査証の記載事項との照合による同一性の確認を行う。検査については、原則として当該限定自動車検査証に記載されている保安基準に適合しない箇所の検査を実施する。

ただし、保安基準に適合させるための整備により、当該限定自動車検査証に記載されている保安基準に適合しない箇所以外について、保安基準の適合性に影響が生じた場合は、当該箇所についても検査を実施することとし、当該検査に係る記録については、該当箇所の記載を行い、検査を行わなかった箇所については斜線を引く。

【印鑑の規定】

第6条 事業者は適合証等に使用する事業者(決裁用)及び検査員(証明用)の印鑑を本取扱要領の「規定1」「規定2」に定め使用するものとする。

【電子適合証取扱要領】

第7条 適合証の交付に代えて電子適合証を作成する場合には、本取扱要領の第8条から第11条は別に定める「電子適合証取扱要領」によるものとする。

なお、本取扱要領において「適合証」とあるのは「電子適合証」と読み替えるものとする。

【適合証等の記載等】

第8条 適合証等の記載等は、次により行うものとする。

(1) 適合証等は、ボールペン等により黒色で文字を明確に記載する。

なお、各記載欄について、記載すべき数値等がない項目は斜線(/)等で抹消する。また、選択する項目にあっては○を付す。

ただし、「指定番号」「指定自動車整備事業者の氏名又は名称並びに事業場の名称及び所在地」は、ゴム印を用い黒色スタンプインクにより押印しても差し支えないものとする。

(2) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字する。

(3) 検査員の証明欄には、第3条において定める適合証の証明に係る点検及び検査を行った全ての検査員が署名及び押印をするものとする。

また、検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後の検査の実務を行った年月日とする。

(4) 「適合証」「限定適合証」の区分は、「保」・「限」の何れかを○で付す。

(5) 「指定番号」は、『 指 第 号』と記載する。

(6) 「交付番号」は、指定を受けた事業場ごとに暦年で更新する一連番号を適合証の交付順に記載することとし、適合証の交付番号は購入後、速やかに一冊50組綴りのまま記載する。

なお、適合証に記載する番号が一連であれば、交付年月日が前後しても良いものとする。

また、書損じた適合証に記載された交付番号は、そのままとし、同じ番号での交付は行わないものとする。

ただし、コンピューター利用等やむを得ず交付する前に適合証綴りの単票を切り離す事が合理的と判断できる場合には、切り離してから交付まで散逸防止のための必要な措置を講じた別途定める「コンピューター利用による適合証等の印字取扱要領」に基づき対処するものとする。

(7) 「交付年月日」は、指定自動車整備事業者（事業場管理責任者）の決裁日とする。

(8) 「適合証の諸元に係る事項」は、検査証、登録通知書又は返納証明書より転記する。

(9) 「保険期間」は、適合証等の交付日を含む更新されるべき、検査証有効期間の全部と重複することを確認し、その自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下、「保険証書」という。）の有効期間を記載する。

なお、当該自動車に係る保険証書が2枚以上になる場合には、最初の保険証書の最初の日及び最後の保険証書の最後の日を記載する。

(10) 適合証等の交付に係る保険証書の取扱いは、該当欄に証明書番号及び保険会社を転記することにより運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあっては、軽自動車検査協会）への提示に代えるものとする。

なお、旧様式の適合証にあって「保険契約者名」欄は、空欄、斜線又は保険契約者名等が記載されてあっても可とする。

(11) 適合証の有効期間内にあって更新されるべき検査証有効期間と保険証書の有効期間の全部が重複しないときは、適合証（控を含む）の該当欄に最終の検査申請日を記載する。

なお、更新されるべき検査証有効期間と保険証書の有効期間の全部が重複するときは、該当欄を斜線等で抹消又は空欄とする。

(12) 前号の取扱いにおいて、やむを得ず当該適合証に記載した最終の検査申請日までに検査証の有効期間の更新が行われず保険証書の有効期間切れとなった場合、保険期間を一ヶ月分追加加入し

保険証書の本通を提示し、検査証有効期間の更新を受ける。

なお、この場合、当該適合証（控を含む）の保険期間欄に記載した保険期間は訂正しないものとする。

(13) 適合証の有効期間が切れ、当該適合証の提出による申請が行えなかった場合は、運輸支局又は検査登録事務所（軽自動車にあっては、軽自動車検査協会）に当該自動車を提示して検査を受けるものとする。

(14) 「中古車の新規検査及び予備検査に係る保安基準適合証等の取扱いについて」（別紙1）の㊸ 扱いに該当する中古車の新規検査又は予備検査を行う場合は、適合証（控を含む）の「自動車登録番号又は車両番号」欄及び「保険期間」欄を斜線等で抹消し、適合証（控を含む）、記録簿、申請書及び手数料納付書の余白部に㊸ のゴム印を赤色のスタンプインクを用いて押印する。（手書きも可）

(15) 「中古車の新規検査及び予備検査に係る保安基準適合証等の取扱いについて（別紙1）」の㊹ 扱いに該当する中古車の新規検査又は予備検査を行う場合は、次によるものとする。

ア. 適合証（控を含む）の「自動車登録番号又は車両番号」欄及び「保険期間」欄を斜線等で抹消し、適合証（控を含む）、記録簿、申請書及び手数料納付書の余白部に㊹ のゴム印を赤色のスタンプインクを用いて押印する。（手書きも可）

イ. ㊹ 扱いは、現車提示及び記録簿の提示を行うものとする。

(16) 適合証等を紛失、滅失又はき損等により再交付する場合は、「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取り扱いについて」（平成7年3月27日付け自技第43号、自整第63号）別表3「適合証綴授受出納簿」の備考欄にその旨記載し管理するものとする。

(17) 適合証（控を含む）又は適合標章の記載事項を訂正する場合は、「規定1」により定めた指定自動車整備事業者の印鑑で行うものとする。

(18) 適合標章は、有効期間の表示面を自動車の前方から見やすいようにして、運転者の視野を妨げない適切な位置に、紛失、汚損及びき損等を防止するため、透明な適合標章表示用ビニールケースに収納して表示する。

また、適合標章をフロントガラスに貼付する場合は、適合標章の中央点線のところから2つ折とし、適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に貼り付ける又は装着する。

なお、使用済の適合標章は破棄するよう依頼者に説明する。

(19) 検査員は適合証（控を含む）の該当欄に、記録簿に記載された総走行距離の数値を km 単位で記載する。

ただし、完成検査の確認時において、検査車両の走行距離表示値から記録簿に記載された数値を除いた値が200kmを超える場合には、完成検査の確認時における走行距離計の表示値を記載する。

また、総走行距離が100km未満の場合には、該当欄に「0」を加筆し「000km」と記載するものとする。

なお、走行距離計がマイル表示の場合は mile の単位で同様に記載し mile に○を付す。

【例】

総走行距離計表示値が 99 km →

走行距離計表示値	0 00 km mile
----------	--------------

総走行距離計表示値が 130 km →

走行距離計表示値	1 00 km mile
----------	--------------

(20) 土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計について、有効な自重計技術基準適合証を運輸支局に提示する又は、有効な自重計技術基準適合証を確認した旨を当該適合証の右余白部分に「自重計技術基準適合証確認済み」と記載された保安基準適合証の提出により、自重計技術基準適合証の提示に代えることとする。

【適合証等の決裁及び交付】

第9条 適合証等の交付に係る決裁者は、本取扱要領により定めた当該事業場の事業場管理責任者とする。

- 2 事業場管理責任者が不在の場合、主任技術者が代行して決裁業務を行うものとする。この場合、主任技術者は速やかに事後の報告を事業場管理責任者に行わなければならない。
- 3 事業場管理責任者が勤務体制等により不在となり、適合証等の交付に係る決裁業務に不都合が生じるような場合、決裁業務を遂行するために事業場代理管理責任者を定めるものとする。
- 4 決裁者は、適合証等の交付の決裁を行う場合、当該自動車に係る適合証等及び関係帳票類（記録簿、部品伝票、保険証書、検査証等）の記載事項について確認し、全てが適正に処理されている場合にのみ決裁するものとする。
- 5 決裁は適合証に交付年月日を記載し、第6条により定めた印を押印して行うものとする。
- 6 適合証綴りの表紙裏面に指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の名称及び所在地の記載（ゴム印も可）及び事業者印を押印し、当該事業場で選任している検査員氏名の自署及び検査員印を押印することにより適合証（控）への事業者印及び検査員印を押印することを省略できるものとする。
- 7 適合証等は、請求により依頼者に交付しなければならない。なお、適合標章は継続検査に対するもののみに交付することができる。
- 8 適合証等の交付に際しては次の事項について確認を行う。

(1) 記録簿の確認事項

ア. 当該事業場において、指定整備扱い出来る自動車であること。

- 対象自動車
- 業務範囲
- 検査機器の能力

イ. 適正な記録簿を使用していること。

- 事業用自動車等（自動車点検基準 別表第3）
- 被牽引自動車（自動車点検基準 別表第4）
- 自家用貨物自動車等（自動車点検基準 別表第5）
- 自家用乗用自動車等（自動車点検基準 別表第6）
- 二輪自動車（自動車点検基準 別表第7）

ウ. 記録簿上段の「点検及び整備の概要等」欄の点検等の該当箇所「□」全てにチェック記号が記載されていること。(チェック忘れ及び洩れがないこと)

また、部品等が交換されている場合、「交換部品等」欄にその部品名及び数量が記載されており、記録簿上段の「点検及び整備の概要等」欄に記載された作業内容と一致していることを確認する。

エ. 記録簿中段の「整備主任者」欄は、当該事業場の整備主任者名が記載されていること。

ただし、当該自動車を検査した検査員が当該事業場の整備主任者として選任されている場合には、記載する必要はない。

オ. 記録簿中段下の「検査機器等による検査」欄及び「目視等による検査」欄は、必要とされる検査結果が全て記載されていること。(記載洩れがないこと)

カ. 記録簿下段の「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」欄に記載されている事項が当該自動車の検査証、限定自動車検査証、登録通知書又は返納証明書と同一であり、完成検査において同一性のチェック記号(✓)が記載されていること。

キ. 記録簿下段右側の「自動車検査証有効期限」欄、「受入(検査)年月日」欄及び「整備完了(検査)の年月日」欄の年月日に整合性がとれていること。

また、「受入点検実施者の氏名」欄、「整備実施者」欄及び「自動車検査員の氏名」欄に該当する者の氏名が記載されていること。

ク. ニューサービスを選択した場合、記録簿に所定の記載が行われていること。

ケ. その他必要とされる事項が記載されていること。

(2) 保険証書の確認事項

ア. 保険証書の自動車登録番号(車両番号)又は車台番号が検査証、登録通知書又は返納証明書と相違していないこと。

イ. 保険期間が、適合証の交付日から新たに記入されるべき検査証の有効期間が満了するまでの期間の全部と重複していること。

(3) 適合証等の確認事項

ア. 黒色のボールペン等により文字が明確に記載されていること。

イ. 適合証の交付番号が暦年で更新された一連番号であること。

ウ. 検査の年月日が記録簿に記載されたものと相違ないこと。

また、交付年月日との整合性がとれていること。

エ. 検査員氏名が署名され、検査員印(第6条により定めたもの)が押印されていること。

オ. 諸元等の記載は、検査証、登録通知書又は返納証明書と記録簿に記載されたものに相違ないこと。

カ. 適合証の有効期間と保険証書の保険期間により、最終の検査申請日の記載が必要とされた場合の扱いが適切に行われていること。

キ. 継続検査の場合、保険証書の保険会社名等が適切に記載されていること。

ク. 適合標章の有効期間は、検査の日から15日目が押印されていること。

ケ. その他必要とされる事項が記載されていること。

〔適合証等及び関係帳票類の保存〕

第10条 適合証等の保存は、次により行うものとする。

- (1) き損等により回収した適合証等は、×印で朱抹し交付の日から2年間保存すること。
 - (2) 書損じた適合証等は、再使用できないように当該適合証を×印で朱抹し、切り取らないで記載の日から2年間保存する。
 - (3) 交付を要しない適合証及び適合標章は、再使用できないように当該適合証及び適合標章を×印で朱抹し、適合証綴から切り取らないで適合証(控)とともに記載の日から2年間保存しておく。
- 2 記録簿は、その記載の日から2年間保存する。
 - 3 当該自動車の指定整備に係る概算見積書、部品伝票及び請求書等の控は、後日、適合証の交付番号から容易に確認できるよう保存する。
 - 4 当該事業場における関係帳票類の保管責任者及び保管場所は、次のとおりとする。

書 類 等	保 管 責 任 者	保 管 場 所 (施錠可能な場所)
(1) 適 合 証 綴	自 動 車 検 査 員	
(2) 適合証綴授受出納簿	事 業 場 管 理 責 任 者	
(3) 指 定 整 備 記 録 簿	自 動 車 検 査 員	
(4) 事 業 者 印	事 業 場 管 理 責 任 者	
(5) 検 査 員 印	自 動 車 検 査 員	

注. 帳票類の保管場所は、施錠をして不正使用及び盗難等の防止に努めるものとする。

〔適合証等の不正防止等〕

第11条 検査員は、適合証交付台数を毎年集計し、事業場管理責任者に報告する。

- 2 事業場管理責任者は、適合証等の書損及び再交付についての状況確認を行う。

また、適合証綴の授受出納簿を作成し、適合証等の交付状況の把握を行い、同出納簿備考欄にその旨を記載して不正防止に努めるものとする。

〔記録簿の決裁印に係る方法〕

第12条 記録簿の決裁に係る取扱いについては次のとおりとする。

一般的な決裁の場合

管理責任者	事業	代理		主任技術者	主任
-------	----	----	--	-------	----

○主任技術者は、検査員が全ての検査を終了した結果、当該自動車保安基準に適合していると判断した旨を受け、点検整備作業の完了状況及び記録簿の記載状況が適正に処理されていることの確認後、押印を行う。

○事業場管理責任者(事業場管理責任者が不在の場合にあっては事業場代理管理責任者)は、主任技術者が確認印を押印した後、他の必要書類等も含め適正に処理が行われていることを確認し、押印を行う。

注. ㊟ は主任技術者欄→ 管理責任者欄 の順で押印し、代理欄は空欄のままとする。

事業場管理責任者決裁の場合(主任技術者が不在の場合)

管理責任者	事業	代理		主任技術者	
-------	----	----	--	-------	--

○主任技術者は事業場管理責任者からの報告を受けたのち確認し、押印を行う。

[例. 1と同様] ○空欄のままとする。

注. ㊟ は管理責任者欄→ 主任技術者欄 の順で押印す。(主任技術者㊟ は欄外)

代行決裁の場合(事業場代理管理責任者不在)

管理責任者	事業	代理	主任	主任技術者	主任
-------	----	----	----	-------	----

○例. 1の取扱いと同じ。

○事業場管理責任者及び事業場代理管理責任者が不在のため、主任技術者が代理で他の必要書類等も含め適正に処理が行われていることを確認し、押印を行う。

○事業場管理責任者は、主任技術者からの報告を受けた後、代理決裁が適正に行われたかどうかの再確認を行い、押印を行う。

注. ㊟ は主任技術者欄及び代理欄 → 決裁時、空欄となっていた欄には、事後、管理責任者㊟ を押印す。

〔自動車検査用機械器具の保守管理〕

第13条 完成検査場に設置された検査機器については、別途「自動車検査用機械器具の管理要領」を定め、保守管理責任者が自動車検査用機器台帳(様式1)及び点検整備記録簿(様式2)により点検、整備及び校正を行い適正な管理を行うものとする。

- 2 当該事業場の事業場管理責任者が機器の保守管理責任者を指名し、その管理を行わせるものとする。
- 3 機器の校正は、保守管理責任者が立会い、指定規則第12条第1項の定めにより行うものとする。
- 4 校正の結果、不適合になった場合、事業場管理責任者に報告するとともに完成検査は中止し、校正結果通知書及び機器校正報告書(第2号様式)により速やかに愛知運輸支局長に報告するものとする。

また、再校正の結果が適合の状態となった場合は、校正結果証明書（写）及び機器校正報告書（第2号様式）を愛知運輸支局長に報告するものとする。

なお、校正の結果が不適合から適合に到るまでの期間が極めて短い場合は、前記の報告は同時に行うものとする。

- 5 機器に故障又は点検の結果、異状があり、精度の維持に疑義が生じた場合、必要な整備又は校正を受けるものとする。

〔検査機器の共同使用における取扱等〕

第14条 「自動車検査設備の共同使用における指定整備業務の取扱いについて」（平成9年2月20日付、自整第23号）における特定指定自動車整備事業者にあつては、共用設備の管理責任者を定め、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものとする。

また、検査機器の取扱要領、点検要領及びその他自動車検査設備共同使用管理規定を明確に定めるものとする。

なお、検査機器の全てについて共同使用をする事業場にあつては、前条を適用除外とする。

- 2 共用設備を使用する特定自動車整備事業者における検査は、次により行うものとする。
- (1) 特定指定自動車整備事業者における検査員は、共用設備を使用して検査を実施したときは、その都度、当該共用設備の管理責任者から、当該共用設備の検査機器を使用した旨、記録簿の備考欄に「**検査用機器使用確認済〇〇年〇〇月〇〇日**」と記載のうえ、当該管理責任者の記名、押印を受け、又は、当該共用設備に次の様式による「共用設備の使用管理台帳」を備え置き、当該共用設備の自動車検査用機器器具を使用して検査を実施した旨、検査を実施した検査員自らが明確に記載すること。この場合、共用設備を使用した旨の記録を記録簿の備考欄に「**共用設備使用〇〇年〇〇月〇〇日**」と記載するものとする。
- なお、この「共用設備の使用管理台帳」は、管理責任者が適切に管理するとともに、記載してから2年間保存するものとする。
- (2) 共用設備管理責任者は、当該共用設備の使用状況等について1日に一度、必ず確認するものとする。

共用設備の使用管理台帳

使用日時	使用機器の名称 又は略号	検査車両の登録(車両)番号 又は車台番号	事業場名又は略号	自動車検査員の氏名	管理責任者の 確認

注. 記載にあたっては、ボールペン等容易に消すことが出来ないものを使用する。

注. 機器の略号 ① サイドスリップテスタ---SST ② ブレーキ・テスタ---BT ③ 前照灯試験機---HT ④ 音量計（騒音計）---NT
⑤ 速度計試験機---ST ⑥ 一酸化炭素測定器---CO ⑦ 炭化水素測定器---HC ⑧ 黒煙測定器---DS
⑨ ブレーキ・速度計複合試験機---B/ST ⑩ 一酸化炭素・炭化水素複合測定器---CO/HC ⑪ オパシメータ---OP

〔会議及び教育等〕

第 15 条 事業場管理責任者は、指定自動車整備事業の適正な運営を行うため関係法令、通達及び取扱等に改正又は変更等が生じた場合、当該事業場の従業員に対し会議等を行い、周知徹底を図るものとする。

2 会議の内容は、会議・教育処理表に記載しておくものとする。

〔苦情（クレーム）の処理等〕

第 16 条 点検又は整備に関し、整備依頼者等から苦情（クレーム）が生じた場合は、速やかに対応し、その原因を究明するとともに、再発防止に努めなければならない。

また、その状況及び結果を事業場管理責任者に報告しなければならない。

2 事業場管理責任者は、前項の報告を受けた場合、必要に応じ指示を行わなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項の処理等を行った場合は、苦情（クレーム）処理表に記載しておくものとする。

〔環境整備等〕

第 17 条 事業場管理責任者は、当該事業場内を常に整理、整頓を行わせるとともに作業環境にも注意を図り、事故防止に努めなければならない。

また、油水分離槽は、定期的に清掃を行い公害発生の防止にも努めなければならない。

〔産業廃棄物処理対策等〕

第 18 条 事業場管理責任者は、当該事業場において発生する各種産業廃棄物が適正に廃棄処理されるよう努めなければならない。

また、循環型社会の形成をより一層図るため、リサイクル部品等の使用にも努めなければならない。

〔フロン回収破壊等〕

第 19 条 事業場管理責任者は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図るため、カーエアコンの整備又はカーエアコン付き使用済み自動車からフロン類の回収作業を行う場合、それらを大気中に放出することなく、適切に処理するよう努めなければならない。

〔権限の委任〕

第 20 条 指定自動車整備事業者は、法に基づく適合証等の交付権限について、その職務を当該事業者に属する事業場の長に委任することができる。ただし、この場合には、当該権限の付与に関し、「適合証等に係る交付権限の委任状」により定めるものとする。

なお、人事異動又は退職等により受任者に変更が生じた場合には、速やかに委任状を変更するものとする。

〔その他〕

第 21 条 本取扱要領の規定にない事項については、関係法令及び通達等の定めによるものとし、関係法令及び通達等に変更があった場合には、その実情に即応するよう改正するものとする。

2 関係法令及び通達等の解釈が困難である場合は、運輸支局、自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会の指示を受けるものとする。

3 法令違反等があった場合、速やかに自己申告するものとする。

〔実施時期〕

本取扱要領は、令和 年 月 日より施行する。

「規定1」

適合証等に使用する事業者（決裁用）の印鑑を次に定めるものとする。

事業者印

年 月 日 ~
年 月 日 迄

年 月 日 ~
年 月 日 迄

年 月 日 ~
年 月 日 迄

年 月 日 ~
年 月 日 迄

年 月 日 ~
年 月 日 迄

適合証等に使用する検査員（証明用）の印鑑を次に定めるものとする。

検査員印

選任した検査員氏名

-----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
-----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
-----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
-----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
-----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
-----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
-----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
-----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄

適合証等に使用する検査員（証明用）の印鑑を次に定めるものとする。

検査員印

選任した検査員氏名

----- -----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
----- -----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
----- -----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
----- -----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
----- -----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
----- -----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
----- -----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄
----- -----		年 月 日 ~ 年 月 日 迄

適合証等に係る交付権限の委任状

指定自動車整備事業者

④

当事業場における適合証等の交付に係る権限を次の事業場管理責任者に委任する。

事業場管理責任者

.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄

勤務体制等により事業場管理責任者が不在となる場合についてのみ、決裁業務を行うため次の事業場代理管理責任者に上記権限を委任する。

事業場代理管理責任者

.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄

事業場管理責任者及び事業場代理管理責任者が不在の場合、第9条の取扱により決裁を代行させるものとする。

主任技術者

.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄

適合証等に係る交付権限の委任状

指定自動車整備事業者

④

当事業場における適合証等の交付に係る権限を次の事業場管理責任者に委任する。

事業場管理責任者

.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄

勤務体制等により事業場管理責任者が不在となる場合についてのみ、決裁業務を行うため次の事業場代理管理責任者に上記権限を委任する。

事業場代理管理責任者

.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄

事業場管理責任者及び事業場代理管理責任者が不在の場合、第9条の取扱により決裁を代行させるものとする。

主任技術者

.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄
.....	年	月	日	～
.....	年	月	日	迄

共用設備管理責任者の選任状況一覧

第14条第1項の規定による共用設備の管理責任者を以下のとおり定め、検査機器の管理及び使用について適正に行うものとする。

共用設備管理責任者

職 名	氏 名	年	月	日	～
-----	-----	年	月	日	迄
-----	-----	年	月	日	迄
-----	-----	年	月	日	～
-----	-----	年	月	日	迄
-----	-----	年	月	日	～
-----	-----	年	月	日	迄
-----	-----	年	月	日	～
-----	-----	年	月	日	迄
-----	-----	年	月	日	～
-----	-----	年	月	日	迄

NR装置の機能確認検査表

適合証交付番号 _____

実施した確認方法の番号を○で囲み、それぞれのアンダーライン上に測定した数値等を記入し、速度制限装置の機能の適正を確認し、機能確認検査実施者欄に自筆署名をする。

1. 無負荷状態により確認する方法

速度制限装置のメーカー設定条件

- ①機能作動時の変速段 _____ 段
- ②機能作動時の速度（又は回転数） _____ km/h (rpm)
- ③判定基準速度（又は回転数） ②×1.1 = _____ km/h (rpm)

速度制限装置の機能確認結果

- ④速度制限装置が作動したときの速度（又は回転数） _____ km/h (rpm)

判定

次の式に適合しており、速度制限装置は適正に作動している。

④ _____ km/h (rpm) ≤ ③ _____ km/h (rpm)

2. 実走行により確認する方法

速度制限装置のメーカー設定条件

- ①機能作動時の変速段 _____ 段
- ②機能作動時の速度（又は回転数） _____ km/h (rpm)

速度制限装置の機能確認結果

- ③速度制限装置が作動したときの速度（又は回転数） _____ km/h (rpm)

判定

次の式に適合しており、速度制限装置は適正に作動している。

③ _____ km/h (rpm) ≤ ② _____ km/h (rpm)

3. 運行記録計の記録紙により確認する方法

速度制限装置のメーカー設定条件

- ①機能作動時の速度 _____ km/h

速度制限装置の機能確認結果

- ②記録紙の最高速度の記録値 _____ km/h

判定

次の式に適合しており、速度制限装置は適正に作動している。

② _____ km/h (rpm) ≤ ① _____ km/h (rpm)

なおこの場合、速度制限装置が作動していることが確認できる検査直近の運行記録計の記録紙の提示を求め、その最高速度の記録値を②に記入する。また、その記録紙をコピーし添付しておくものとする。

検査実施日 年 月 日

機能確認検査実施者（自動車検査員の自筆署名） _____

(注) (1)「無負荷状態により確認する方法」とは、本通達別添・2(1)及び2(2)①並びに2(2)②の方法をいう。
 (2)「実走行により確認する方法」とは、本通達別添・2(2)③の方法をいう。
 (3)「運行記録計の記録紙により確認する方法」とは、本通達別添・2(3)の方法をいう。

第1号様式

L P ガス自動車燃料装置点検整備・検査記録簿

No _____

LP ガス自動車点検整備 事業者等の名称							
LP ガス自動車点検整備 事業者等の事業場の名 称及び住所並びに認証 番号又は指定番号		認証番号 愛 第 _____ 号 指定番号 名・中指第 _____ 号					
LP ガス自動車作業責任 者の氏名及び講習修了 年月日						検 査 実 施 日	
		年 月 日				年 月 日	
登録番号（車両番号）	車名及び型式	車 台 番 号	*事業用・自家用の別		* 用 途		
			事業・自家		乗 用	貨 物	事 業 特 種
燃 料 保 有 形 態	*LP ガス専用 ガソリン併用 C N G併用 その他（ ）	ガ ス 容 器					
		記号及び番号	内容器 (リットル)		検 査 有 効 期 限		
ガ ス 容 器 取 付 方 式	コンテナ方式 その他						
点検 整備 の 概 要	ガ ス 容 器		緊 急 遮 断 弁		導 配 管 等		
	充 填 バ ル ブ		ソレノイドバルブ		接 合 部		
	取 出 バ ル ブ		ベーパーライザ		ガ ス 容 器 固 定 装 置		
	液 面 表 示 装 置		ガ ス 充 填 口				
検 査 方 法 及 び 結 果	高圧配管の気密 検査		*検査方法	検知液	ガス検知器 (計器の名称型式)		圧力計
			検査結果	合・否	合 ・ 否		合・否
	座席のある車室 との間の気密		*検査方法	ガス検知器 (計器の名称型式)			発煙剤
			検査結果	合 ・ 否			合・否
記号	点検	分解	交換	修理	調整	締付	清掃
	レ	○	×	△	A	T	C

注1. *印欄は該当個所を○で囲み必要事項を記入すること。

2. L Pガス自動車作業責任者及び事業者は、氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。なお、署名は本人が自署すること。

第2号様式

CNG自動車燃料装置点検整備・検査記録簿

N. _____

CNG自動車点検整備事業者等の名称							
CNG自動車点検整備事業者等の事業場の名称及び住所並びに認証番号又は指定番号		認証番号 愛 第 _____ 号 指定番号 名・中指第 _____ 号					
CNG自動車作業責任者の氏名及び講習修了年月日						検 査 実 施 日	
		年 月 日				年 月 日	
登録番号（車両番号）	車名及び型式	車 台 番 号	*事業用・自家用の別		* 用 途		
			事業・自家		乗	貨	事
					用	物	業
					特		種
燃 料 保 有 形 態	*CNG専用 ガソリン併用 LPガス併用 その他（ ）	ガ ス 容 器					
		記号及び番号	内容器 (リットル)		検 査 有 効 期 限		
ガ ス 容 器 取 付 方 式	コンテナ方式						
	その他						
点検 整備 の 概 要	ガ ス 容 器		導 配 管 等		逆 止 弁		
	容 器 元 弁		接 合 部		ガ ス 容 器 固 定 装 置		
	主止弁（燃料遮断弁）		ガ ス 充 填 口				
	減 圧 弁		ガ ス 充 填 弁				
検 査 方 法 及 び 結 果	高圧配管の気密検査		*検査方法	検知液	ガス検知器 (計器の名称型式)		圧力計
			検査結果	合・否	合 ・ 否		合・否
	座席のある車室との間の気密		*検査方法	ガス検知器 (計器の名称型式)			発煙剤
			検査結果	合 ・ 否			合・否
記号	点検	分解	交換	修理	調整	締付	清掃
	レ	○	×	△	A	T	C

注1. *印欄は該当個所を○で囲み必要事項を記入すること。

2. CNG自動車作業責任者及び事業者は、氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。なお、署名は本人が自署すること

中古車の新規検査及び予備検査に係る保安基準適合証等の取扱いについて (平成28年5月9日)

項目(種類)等		指扱い	限定保適証	中扱い	
対象自動車	当該自動車登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の「構造等に関する事項」と同一の場合 ※1	① 乗用自動車(軽除く)	○	○	×
		② 小型貨物自動車 ※2	○	○	×
		③ 軽自動車	○	○	×
		④ 二輪自動車	○	○	×
		⑤ その他の自動車(①～④以外の自動車)	×	○	○
提示車	新規検査	省略	省略	必要	
	予備検査	省略	省略	必要	
保安基準適合証の記載	自動車登録番号又は車両番号		×	○ ※3	×
	車台番号		○	○	○
	使用者(所有者)	氏名又は名称	○	○	○
		住所	○	○	○
	乗車定員		○	×	○
	最大積載量		○	×	○
	用途		○	×	○
	車両総重量		○	×	○
	保険期間		×	×	×
関係書類の表示等	保安基準適合証(同控)		指	指	中
	指定整備記録簿		指	指	中 ※5
	申請書		指	指	中
	手数料納付書		指	指	中
	自動車検査票		添付しない	添付しない	中

注1 「構造等に関する事項」とは、次の事項をいう。

①車名及び型式 ②普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車又は大型特殊自動車の別 ③長さ、幅及び高さ ④車体の形状 ⑤原動機の型式 ⑥燃料の種類 ⑦原動機の総排気量又は定格出力 ⑧人の運送の用に供する自動車であって乗車定員1人以上のものにあつては、自家用又は事業用 ⑨用途 ⑩牽引自動車にあつては、牽引重量又は第5輪荷重並びに被牽引自動車の車名及び型式並びに牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 ⑪被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名及び型式 ⑫乗車定員又は最大積載量 ⑬車両重量及び車両総重量 ⑭空車状態における軸重 ⑮タンク自動車であつて爆発性液体又は高圧ガスを運送するものにあつては、積載物品名 ⑯貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が7トン以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量

2 限定自動車検査証の交付を受けた後に、「構造等に関する事項」に変更がある場合、限定保安基準適合証は交付できません。

3 「関係書類の表示」については、指又は中と朱書きすること。

4 ※印について

※1 次に示す用途の変更のみがあつた場合は、「構造等に関する事項と同一」に該当として取り扱われます。

- ・ 貸渡乗用自動車 ↔ 乗用自動車
- ・ 貸渡乗合自動車 ↔ 乗合自動車(自家用に限る。)
- ・ 貸渡貨物自動車 ↔ 貨物自動車(道路運送車両法施行規則第2条の3第2号に掲げるもの及び検査対象軽自動車に限る。)
- ・ 貸渡特種自動車 ↔ 特種自動車(検査対象軽自動車に限る。)

※2 最大積載量が1トン以下で登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「バン」又は「三輪バン」と記載されているものに限る。

※3 継続検査に係る場合に限る。

※4 自賠償保険は、保安基準適合証等の「保険期間」欄に記載する必要ありませんが、申請時に窓口で確認しますので、必ず関係書類に添付して下さい。

※5 指定整備記録簿(分解整備記録簿)については、検査時に提示して下さい。

保安基準適合証等の交付範囲

検査の種類		保安基準適合証を交付できるもの (○印)	自動車の提示をしなくてもよいもの (○印)	保安基準適合標章を交付できるもの (○印)	限定保安基準適合証を交付できるもの (○印)	
新車の新規検査又は予備検査		×	×	×	×	
中古車	新規検査	構造等に関する事項に変更がないもの(※1) 乗用車・小型貨物車(※3)・ 軽自動車・二輪車	○	○(※4)	×	○
		上記以外	○	×	×	○
		構造等に関する事項が変更されているもの(※2) 乗用車・小型貨物車(※3)・ 軽自動車・二輪車	×	×	×	×
		上記以外	×	×	×	×
	予備検査	構造等に関する事項に変更がないもの(※1) 乗用車・小型貨物車(※3)・ 軽自動車・二輪車	○	○(※4)	×	○
		上記以外	○	×	×	○
		構造等に関する事項が変更されているもの(※2) 乗用車・小型貨物車(※3)・ 軽自動車・二輪車	×	×	×	×
		上記以外	×	×	×	×
継続検査(※5)		○	○	○	○	
構造等変更検査		×	×	×	×	
臨時検査		×	×	×	×	

※1 「構造等に関する事項に変更がない」とは、道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載されている事項と現車とが同一であることをいう。

なお、軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書以外の自動車検査証返納確認書等での保安基準適合証の交付はできない。

※2 構造等に関する事項が変更されているものについては、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が、保安基準に適合する旨の証明を行なうことはできない。

※3 最大積載量が1トン以下で登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「バン」又は「三輪バン」と記載されているものに限る。

※4 中古車新規検査、予備検査において、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項と同一である乗用車、小型貨物車(※3)、軽自動車、二輪車については、車両法第94条の5第7項の規定により保安基準適合証の提出により現車提示が省略できる。

※5 使用過程車への指定部品の取付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて(任命通達)」(平成7年11月16日付け自技第234号、自整第262号)により取扱う。

参 考 资 料

苦情 (クレーム) 処理表

受付年月日		年 月 日 時頃		受付者	
				指示担当者	
依頼者	氏名			T E L	
	担当				
登録番号		車 名	型 式	発生時の走行キロ	
				km	
ク レ ー ム 要 旨			対 応 内 容	担当者	
整備料金 有・無 (円)	
継続中・完結		年 月 日		最終連絡者	
原因と今後の対策					
回 覧	事業者 (事業場管理責任者) 他				

会 議 処 理 表

年 月 日 時 分 ~ 時 分

場 所 _____ 実施者 (進行係) _____

記録係 _____

議 題 (テ ー マ)	内 容
出 席 者 名	
回 覧	

お客様へのアドバイス

登録(車両)番号	
走行キロ数	km

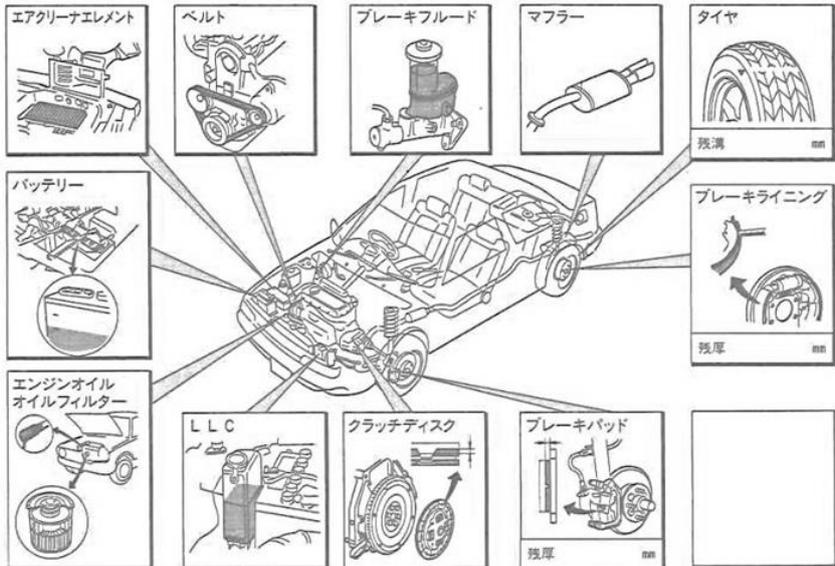
事業場

様

○印の部品は、お客様のご意向により今回交換致しませんでした。これまでと同様な使用方法でお乗りいただく場合には、下記の交換時期を目安として交換されることをお勧めします。

なお、使用方法によっては、交換時期が早くなる場合がありますのでご注意ください。

また、部品交換しないことにより生じる不具合については整備保証の対象外となります。

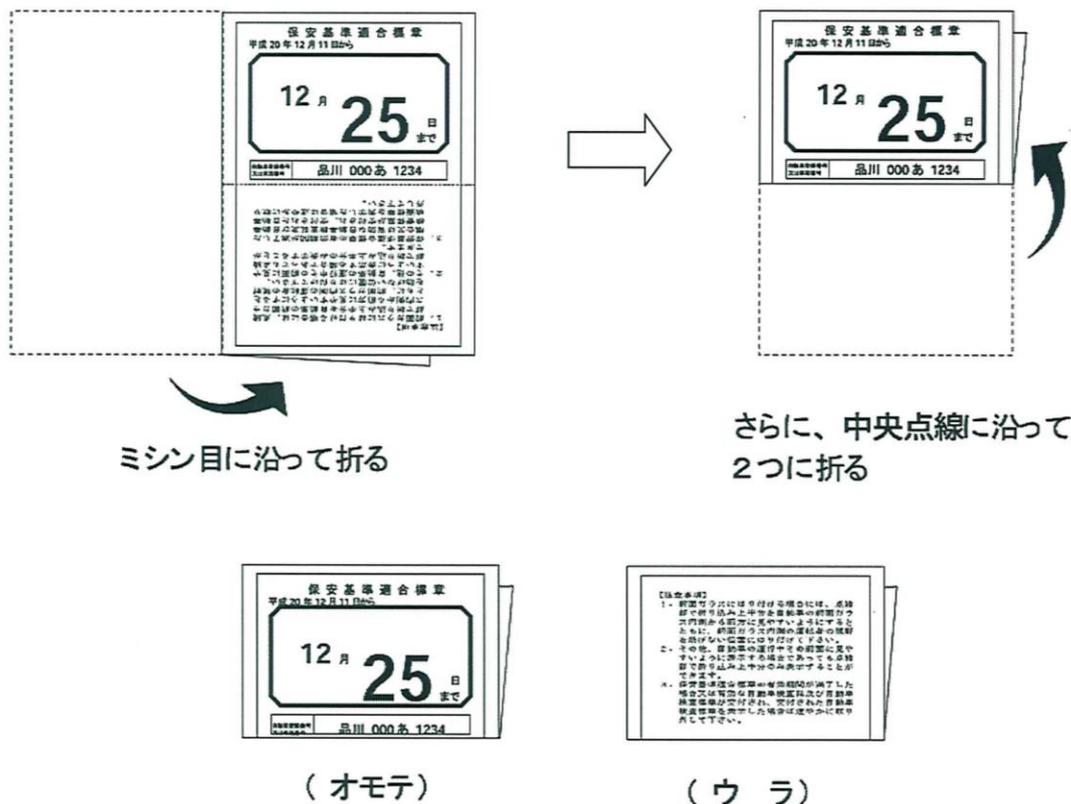


部 品 名	摩耗・劣化したときに発生する現象	交換時期の目安
ブレーキパッド	回転するディスクを両側から押し付けてブレーキを効かせるパッドは、使用していると摩耗し、ブレーキが効かなくなるおそれがあります。	km 走行時
ブレーキライニング	回転するドラムを内側から押し付けてブレーキを効かせるライニングは、使用していると摩耗し、ブレーキが効かなくなるおそれがあります。	km 走行時
エンジンオイル オイルフィルター	エンジン各部の摩擦部分を潤滑しているオイルは、使用していると性能が低下し、また、オイルをろ過しているフィルターのエレメントが汚れてくると異物が除去されなくなり、エンジン不調を起こします。	年 月頃又は km 走行時 のどちらか早い時期
ブレーキフルード	ブレーキフルードは、長期間使用していると劣化し、劣化が進行するとブレーキの効きが悪くなるおそれがあります。	年 月頃
L L C (冷却液)	エンジンを冷却したり凍結や腐食防止をしている L L C は、使用していると劣化し、オーバーヒートしたり、凍結や錆が発生するおそれがあります。	年 月頃
エアクリーナメント	エンジンに吸入する空気をきれいにしているエレメントは、使用していると汚れて燃費が悪くなるとともに、エンジン不調の原因にもなります。	km 走行時
オルタネータ、エアコン、 パワステ等のベルト	オルタネータ、エアコン、パワステ等を駆動するベルトは、使用していると摩耗し、摩耗が進行するとベルトが切れるおそれがあります。	km 走行時
マフラー	エンジンの排気音を消音しているマフラーは、使用していると内部が腐食し、消音効果が低下します。	年 月頃
クラッチディスク	エンジンの動力をタイヤに伝えるクラッチディスクは、使用していると摩耗し、摩耗が進行すると走行ができなくなるおそれがあります。	km 走行時
バッテリー	エンジンを始動したり、電気装置を作動させるバッテリーは、使用していると性能が低下し、エンジンがかからなくなるおそれがあります。	年 月頃
タイヤ	タイヤは使用していると摩耗し、スリップしやすくなります。	km 走行時

保安基準適合標章をフロントガラスに貼付する場合

1. 貼付できる適合標章のサイズ

フロントガラスに貼付する場合は、下記のように有効期間記載面と注意事項記載面が表裏面となるように適合標章(余白部分を除く)を2つ折りにしたものに限る。



2. 貼付例(裏面にイラスト図あり)

(1)【透明な適合標章表示用ビニールケース(以下、「表示用ケース」という。)に収納して貼付する】
2つ折り(上図)にした適合標章と同程度サイズの透明な表示用ケースに収納し、貼付する。

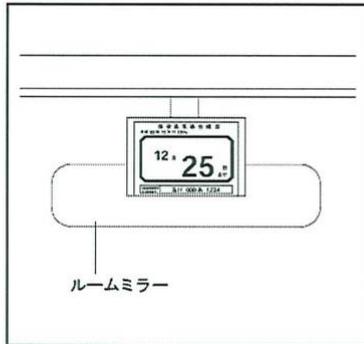
(2)【適合標章を直接貼付する】
2つ折り(上図)にした適合標章を透明な両面テープ等により貼付する。この場合、適合標章の2つ折りが崩れないように固定するとともに、貼付する際には両面テープ等が適合標章からはみ出さないようにすること。

3. 貼付場所

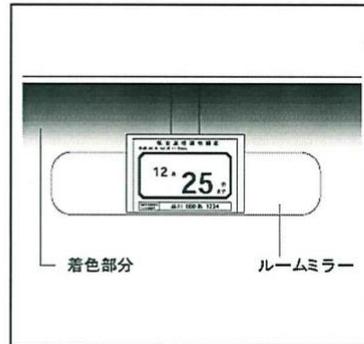
(1)【車室内にルームミラーがある自動車の場合】

ルームミラーの前方のフロントガラスの上部に貼付する。(例1 参照)

この場合、適合標章に記載された有効期間や自動車登録番号(車両番号)の認識が困難となるときは、ルームミラーに隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置に貼付すること。(例2 参照)



例1:車両前方から見た状態

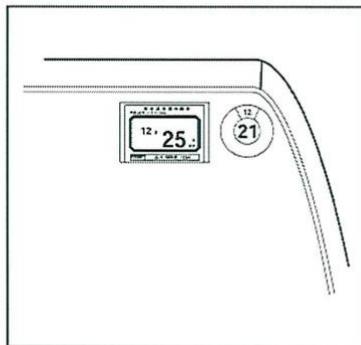


例2:車両前方から見た状態

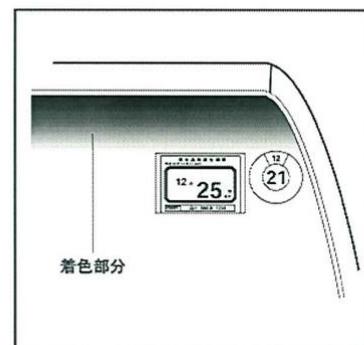
(2)【車室内にルームミラーがない自動車の場合】

運転席から最も遠い位置のフロントガラス上部に貼付する。(例3参照)

この場合、適合標章に記載された有効期間や自動車登録番号(車両番号)の認識が困難となる時は、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置に貼付すること。(例4参照)



例3:車両前方から見た状態



例4:車両前方から見た状態

検査機器による検査ができない場合の検査方法

※「検査機器による検査ができない場合」とは、完成検査場のレイアウト、テスターの能力等物理的に測定が困難な場合を除き、自動車の構造上テスターに当該自動車を設置して計測することが困難な場合を言う。

(例)	自動車の種類・構造	使用できない（困難な）テスター
	二輪自動車	速度計試験機
	大型特殊自動車	ブレーキ・テスト、速度計試験機、サイドスリップ・テスト、前照灯試験機
	駆動輪以外の車軸から速度計を検出している自動車	速度計試験機（ローラー駆動用のモーターを備えていない機種に限る。）
	ハロゲン・ヘッドランプ	前照灯試験機（旧タイプのもの）

1. かじ取り車輪の横すべり量の検査

※サイドスリップテストを用いて計測できない場合（横すべり量がサイドスリップテストの目盛りを超える場合等）にあつては、トーイン、キャンバ、キャスタの値を計測し、その値が当該自動車の設計基準値（諸元表またはコーションラベル等により確認）内にあることを確認したうえ、指定整備記録簿に記載すること。

指定整備記録簿への記載方法（「走行テスト等の方法と結果」欄への記載）

走行テスト等の方法と結果	トーイン	0'20"	サイドスリップ	黒煙・粒子状物質
	キャンバ	0'20"	イン・アウト	確認・テスト
	キャスタ	10'25"	OK m	% m ⁻¹

2. 制動力の検査

ア. 主制動装置

(a) 次のいずれかの方法により確認する。

- ・初速度 20 km/h から制動させた場合に、前車軸の全ての車輪がロックしているか確認する。
ただし、被牽引車にあつては、全ての車輪がロックしているか確認する。
- ・乾燥した平坦な舗装路面において、その自動車の最高速度に応じた次表の制動停止距離が確保できたかをストップ・ウォッチ及び巻き尺等を用いて確認する。

最高速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80 以上	50	22 以下
35 以上 80 未満	35	14 以下
20 以上 35 未満	20	5 以下
20 未満	その最高速度	5 以下

(b) 制動時に左右への偏りがないか確認する。

イ. 駐車ブレーキ

次のいずれかの方法により確認する。

- ・駐車ブレーキを最大にかけた状態で低速ギアにて発進し、車両が停止状態であるか確認する。
- ・5分の1勾配において静止状態を確認する。

ウ. 分離ブレーキ

- ・牽引車と被牽引車を分離（空気圧カット）して、牽引車を低速ギアにて発進し、車輪がロックしているか確認する。

エ. 指定整備記録簿への記載方法（「走行テスト等の方法と結果」欄への記載）

<p>●主制動装置 制動初速度：○○km/h 停止距離：○m を確認 OK</p>	<p>●駐車ブレーキ 1/5 勾配において停止状態を確認 OK ●分離ブレーキ確認 OK</p>
---	--

・各軸重欄に「車輪ロック」と記載

3. スピードメータの検査

※速度計の検出部が駆動軸以外に設けられている自動車、二輪車、大型特殊車、ツーデフ車及びフルタイム4輪駆動車等の「速度計の指示の誤差」の検査は、他の自動車と併走することによる走行テストを実施すること。とありますが、指定工場・検査員ごとに走行テスト方法の相違があるようですので、下記走行テストの方法及び記載方法を参考にし、検査を実施してください。

走行テストの方法

- ① 随行車をスピードテストに乗せ、40 km/h 時のスピードテストの数値を読みとり差を計測する。
- ② テスト車が40 km/h（40 km/h に満たないものはその自動車の最高速度）の時、テスト車の運転手は随行車を運転する検査員に合図する。
- ③ 随行車を運転する検査員は、合図を受けた際のスピードメータの数値を読み取る。
- ④ 随行車を基準として差を計測する。
- ⑤ 上記①と④で計測した差をたした数値が指定整備記録簿の「速度計と指示の誤差」に記載する値です。

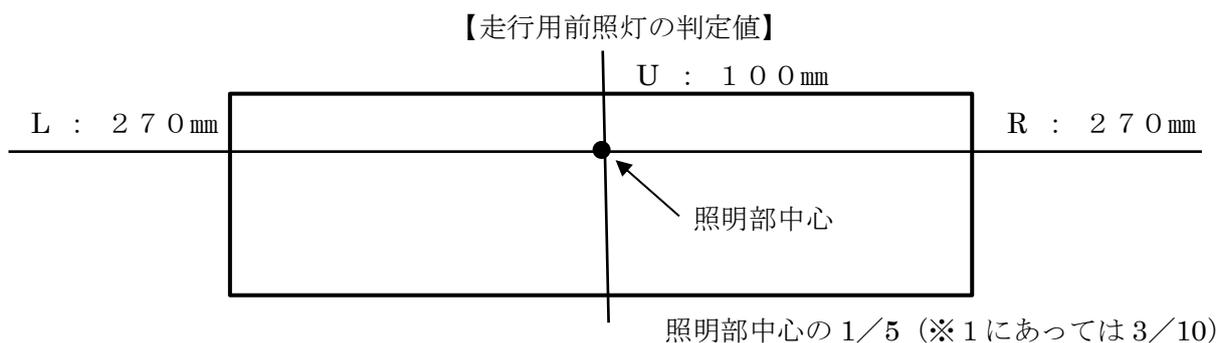
指定整備記録簿への記載方法

（「速度計と指示の誤差」欄に数値を記載するとともに、「走行テスト等の方法と結果」欄への記載）

走行テスト等の方法と結果	随行車：名古屋○○さ○○○○ ±○○（随行車をテストで測定した数値）
--------------	---------------------------------------

4. ヘッドライトの検査

- ・夜間前方100mの距離にある障害物が確認できるか目視で検査する。（※1にあっては50m）
- ・壁等に直接照射し光軸の振れが前方10mの位置において、以下の範囲にあることを確認する。



指定整備記録簿への記載方法（「走行テスト等の方法と結果」欄への記載）

<p>●光軸 前方10mの壁にて左右の振れ270mm以下、 上向き100mm以下、下向き1/5以下にある ことを確認 OK</p>	<p>●光度 夜間前方100mの障害物を確認 OK</p>
---	-----------------------------------

※1 最高速度35 km/h 未満の大型特殊自動車等

定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表

平成27年 4月

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔							検査証の有効期間		備考(主な車種など)
		(3別表3) 事業用3ヵ月	(3別表3) 被けん引3ヵ月	(3別表4) 貨物6ヵ月	(6別表5) 乗1別表6 用年	(1別表6) 乗1別表6 用年	(2別表7) 乗1別表6 用年	(1別表7) 乗1別表6 用年	初回	2回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○						2年	←	福祉タクシー
	貨物	車両総重量8t以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪車を含む)
		車両総重量8t未満	○						2年	1年	
		車両総重量8t以上トレーラ		○					1年	←	
		車両総重量8t未満トレーラ		○					2年	1年	
		軽				●			2年	←	貨物運送事業者のトラック・バン
		二輪						●	3年	2年	貨物運送事業者の二輪車
霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩車	
	定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状	
レンタカー	貨物	車両総重量8t以上	○						1年	←	トラック(三輪車を含む)
		車両総重量8t未満	○						2年	1年	
		軽			○				2年	←	
		定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車	○						1年	←	
		車両総重量8t以上トレーラ		○					1年	←	ポール・トレーラ
	車両総重量8t未満トレーラ		○					2年	1年		
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	マイカー型
		軽			○				2年	←	
	二輪	三輪	○						2年	1年	
		小型			○				2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車			○				無	←	125cc超250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
		貨物	○						1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		車両総重量8t以上	○						2年	1年	
		車両総重量8t未満	○						2年	←	
	大特	車両総重量8t以上	○						2年	1年	ホイール・クレーン
		車両総重量8t未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
貨物	車両総重量8t以上	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ	
	車両総重量8t未満	○						2年	1年		
	検査対象外軽自動車	○						無	←	そり付、カタピラ付軽自動車	
自家用自動車	貨物	車両総重量8t以上	○						1年	←	トラック(三輪車を含む)
		車両総重量8t未満			○				2年	1年	
		車両総重量8t以上トレーラ		○					1年	←	
		車両総重量8t未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽				●			2年	←	トラック(三輪車を含む)
		定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
		幼児専用車			○				1年	←	
	乗用	普通・小型				●			3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		軽				●			3年	2年	
	二輪	三輪			○				2年	←	
		小型						●	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車						●	無	←	125cc超250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○ ^{注1}		○ ^{注2}				2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
		貨物	○						1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活物運搬車、給水車
		車両総重量8t以上			○				2年	1年	
		車両総重量8t以上トレーラ		○					1年	←	
		車両総重量8t未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽			○ ^{注3}	●			2年	←	ボート・トレーラ
大特	車両総重量8t以上	○						2年	←	ホイール・クレーン	
	車両総重量8t未満			○				2年	←	フォーク・リフト	
	車両総重量8t以上	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ	
	車両総重量8t未満			○				2年	1年		
	車両総重量8t以上トレーラ		○					1年	←	ポール・トレーラ	
	車両総重量8t未満トレーラ			○				2年	1年		
	検査対象外軽自動車			○				無	←	そり付、カタピラ付軽自動車	

※1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年

注1 車両総重量8t以上 注2 車両総重量8t未満 注3 人の運送の用に供する三輪